

『通所受給者証』の取得手続

まずは
ここから！
利用相談

お住まいの自治体の窓口*に
利用相談をします。
(以下の流れは函館市の場合)

申請

申請後に子どもの状況調査が
行われます。
申請の際に、「相談支援事業所」
が作成する「利用計画案」または
家族が作成する「セルフプラン」
を提出していただくほか、別途
必要な書類を求められることがあり
ます。

支給決定

「通所受給者証」が
交付されます。

事業所選び

探す

- ・ガイドブックを読む
- ・パソコンで検索
- ・函館市公式ページの検索窓で
放デイガイドブック
と検索

見学

【見学のポイント】

- ✓自宅から通えますか？
- ✓利用料金の確認
- ✓療育内容が子どもに合っ
ていますか？
- ✓スタッフの人数や雰囲気
- ✓ホームページ等で自己評価・
保護者評価を確認

決定

契約

- 保護者と事業所が契約書を取り交わします。

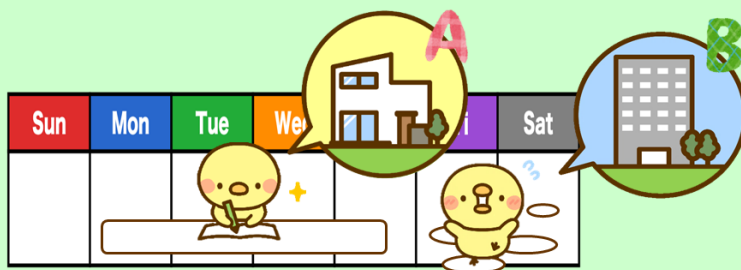
サービス利用スタート

※窓口	函館市	障がい保健福祉課	(TEL 21-3302 FAX 27-2770)
		亀田福祉課	(TEL 45-5482 FAX 45-5486)
	北斗市	保健福祉課	(TEL 73-3111 FAX 73-6970)
	七飯町	福祉課	(TEL 65-2514 FAX 65-9280)

放課後等デイサービス事業の併用利用について

放課後等デイサービス事業は、通所受給者証に記載のある支給量の範囲内で複数の事業所を利用することができます。(同日に複数の事業所を利用することはできません。)

併用利用につきましては、
お住まいの自治体窓口で相談
してください。



◆多機能型事業所(児童発達支援事業と放課後等デイサービスの多機能型)

児童発達支援事業と放課後等デイサービスを、同じ事業所で一貫性のある支援を受けることが可能です。

◆児童発達支援センターと児童発達支援事業との違い

通所利用の子どもとその家族に対する支援を行うことは共通していますが、「児童発達支援センター」は、施設の有する専門性を活かし相談支援や他施設への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な施設であるのに対し、「児童発達支援事業」は、もっぱら支援を行う身近な療育の場となっています。